

地方公共団体の基幹業務システムの 統一・標準化に関する 共通機能等技術要件検討会 報告書

2022年12月

デジタル庁

目次

1. 背景・目的及び検討の射程
2. 全体スケジュール
3. 各ワーキングチームでの検討状況
4. 本書におけるサマリ記載範囲
5. 各WTにおける検討
 - 5.1. データ連携WT
 - 5.1.1. データ連携WTにおけるサブ課題と検討結果一覧
 - 5.1.2. 「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」規定事項
 - 5.1.3. 「1-2_仕様書への反映（連携要件）」規定事項
 - 5.1.4. 「2_リファレンス提供」規定事項
 - 5.2. 申請管理WT
 - 5.2.1. 申請管理WTにおけるサブ課題と検討結果一覧
 - 5.2.2. 「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」規定事項
 - 5.2.3. 「1-2_仕様書への反映（連携要件）」「2_リファレンス提供（強制力はない）」規定事項
 - 5.3. 宛名管理WT
 - 5.3.1. 宛名管理WTにおけるサブ課題と検討結果一覧
 - 5.3.2. 「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」規定事項
 - 5.3.3. 「2_リファレンス提供」規定事項
6. 横並び調整方針に関する内容
7. 今後の対応
 - 7.1. 今後の対応スケジュール
 - 7.2. 継続検討課題

(参考) 検討会メンバー

1. 背景・目的及び検討の射程

本検討会は、令和4年（2022年）8月に策定した標準仕様書に基づき実装・運用を行う場合に、具体化・詳細化が必要な事項について検討することを目的としました。検討結果のうち、標準仕様書への反映が必要なものについては、年度末の改定にて対応する想定です。

背景

- ✓ デジタル庁において、令和4年（2022年）8月31日付で**地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】**、**地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】**を策定した
- ✓ 本仕様書について、各方面からご意見をいただいております。本仕様書に基づいて実装、運用するにあたり、具体化、詳細化が必要な課題について、検討する必要がある

目的

- ✓ **標準仕様書（令和4年（2022年）8月31日 データ要件・連携要件、共通機能）**について、**実装・運用を行う場合に具体化・詳細化が必要な事項を検討**する

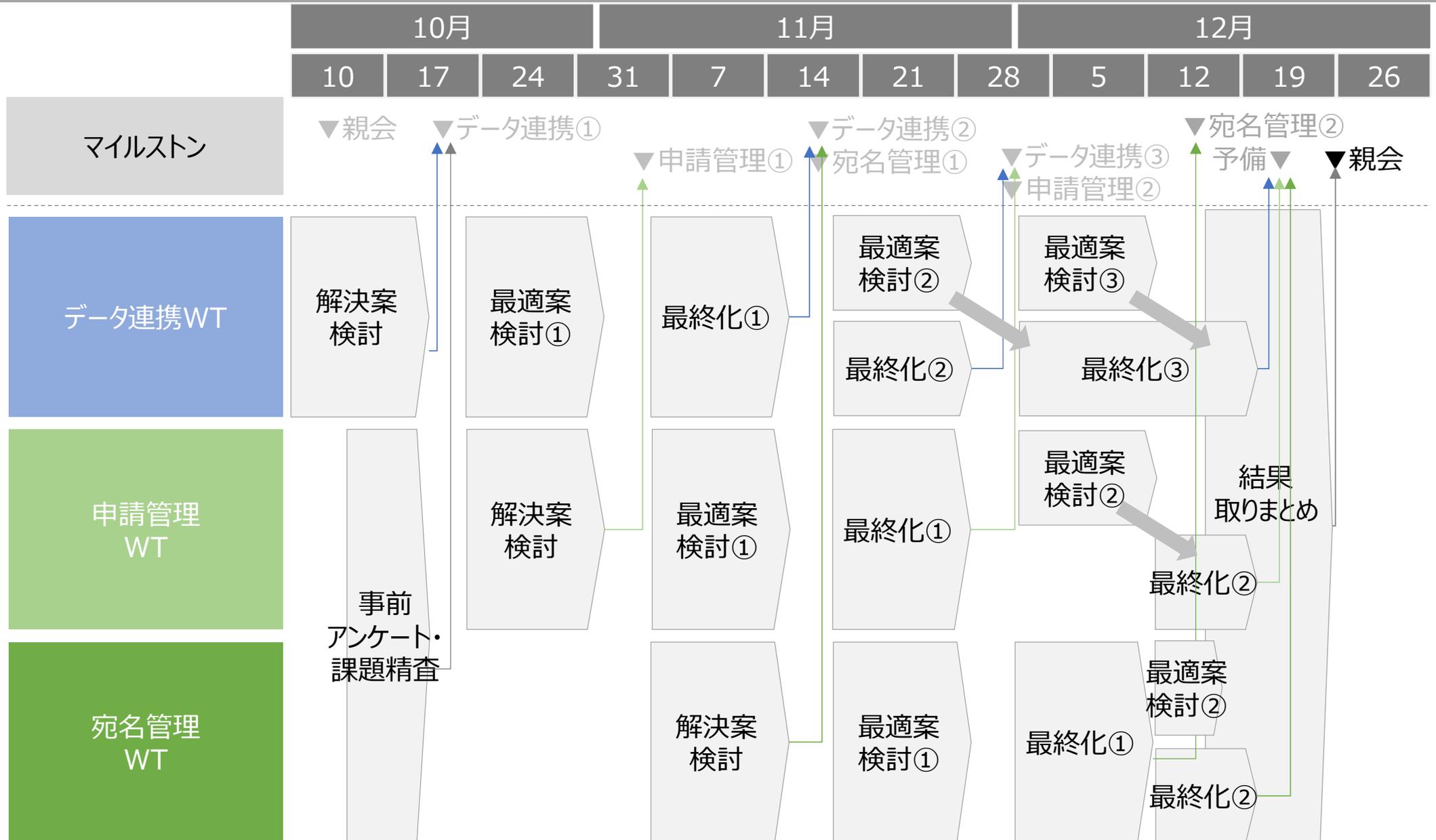
※本検討には、標準仕様書の解釈の認識共有及び実装の検討過程において必要と認識された標準仕様書の修正対応も含まれるが、修正に関する議論が生じた箇所は速やかに情報提供するなどシステム開発への影響を最小限とするように努める

検討の射程

- ✓ 本検討会で決定した内容は、案件ごとに、標準仕様書への反映を行うか、ベンダー間の調整の際のベースラインとなるリファレンスとして提供するかを決定した上で、年内に情報提供し、**標準仕様書への反映が必要なものについては年度末の標準仕様書の改定に含める**こととする
- ✓ 議論状況に応じて、**標準仕様書の改定前に情報提供等が必要であれば、都度検討**することとする
- ✓ **文字基盤は、今後デジタル庁で改めて協議**することとし、**本検討会ではテーマとして扱わず、適宜報告**することとする。ただし、今後の進め方や年度内の対応内容をベンダーに情報提供する等し、透明性を確保する

2. 全体スケジュール

標準仕様書策定時の意見照会において多くのご質問・ご意見をいただいたテーマ（データ連携、申請管理、宛名管理）について、それぞれのワーキングチームを開催し、10月から12月にかけて課題について検討しました。



3.各ワーキングチームでの検討状況

ワーキングチームで取り扱った主な課題・論点及び検討内容を基にした方針は以下のとおりです。

主な課題・論点

方針

データ連携 WT

- ✓ 庁内データ連携の全体方針のあり方
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携方式（独自IFを許容するか）
- ✓ 移行過渡期の庁内データ連携の取り扱い

- ✓ **庁内データ連携の全体方針をファイル連携を基本とすることに転換**（API連携も必要な部分に絞り維持）
- ✓ 標準準拠システムと独自施策システムとの連携は、**機能別連携仕様に規定するIFを原則**とし、当該IFにおいて必要な項目を**連携できない場合は、基本データリスト**を用いた連携とすることに見直し
- ✓ 移行過渡期の**ファイル連携は標準化前システム、API連携は標準化後システムで対応**することをベースラインとして示す

申請管理 WT

- ✓ ぴったりサービスのプリセット項目と標準仕様書の管理項目との対応
- ✓ ぴったりサービス～基幹業務システムまでのオンライン申請全体の役割分担
- ✓ 総務省仕様が規定する申請データの連携方式の継続利用の可否
- ✓ 申請処理状況登録APIの取り扱い

- ✓ **プリセット項目と標準仕様書の管理項目の対応付け**を連携要件として規定
- ✓ 各システムの役割分担を明確化し、**オンライン申請全体の運用フローをリファレンスとして提供、申請管理機能の機能要件の規定**
- ✓ **総務省仕様における申請管理-基幹業務システム間の申請データ連携方式3、4を過渡的な対応として許容**
- ✓ 申請処理状況登録APIは**移行支援期間以降の対応とすることを維持**

宛名管理 WT

- ✓ 宛名情報の管理の在り方（宛名情報まで一元管理する）
- ✓ 住民宛名番号を含む宛名番号の一元的な付番及び宛名番号の引き継ぎ
- ✓ 団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の一体的な提供

- ✓ 住民・住登外者含めた宛名情報の一元管理を見据えた検討を進めるものの、移行期支援期間中の対応としては、**宛名番号付番のための個人番号、基本4情報のみの管理とすることを維持**
- ✓ **共通機能に住民宛名番号を付番する機能を任意で実装できる規定とし、住登外者の転入時に宛名番号を引き継ぐ運用も可能とする方向**で継続検討
- ✓ 当該2機能を**一体的に提供する際のリファレンスを提供**

4. 本書におけるサマリ記載範囲

技術要件検討会においては、サブ課題*ごとに検討した対応方針の取り扱いについて、以下の5つに分類しました。本書では、「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」「1-2_仕様書への反映（連携要件）」「2_リファレンス提供（強制力はない）」及び横並び調整方針に関する「9_その他」についての検討結果を取りまとめます。

「取り扱い」の分類		今後の対応	本書での対応
選択肢	内容		
1-1_仕様書への反映（実装必須機能）	共通機能の実装必須機能として規定の追加・見直しを行う	共通機能標準仕様書本紙又は別紙を更新	本書にて検討結果を記載
1-2_仕様書への反映（連携要件）	機能別連携仕様等の連携要件として規定の追加・見直しを行う	データ要件・連携要件標準仕様書本紙又は別紙を更新	
2_リファレンス提供（強制力はない）	リファレンスとして提供する（事業者・自治体の判断によって他の対応も許容する）	標準仕様書本紙・別紙とは異なる、リファレンス（仮）を作成	
3_ベンダ・自治体裁量	事業者・自治体の実情を踏まえて検討いただくものとして、特段規定等を行わない	— ※仕様書等の記載の調整の必要については、個別に確認	本書では取り扱わない ※詳細については、共通機能等技術要件検討会における各WTの会議資料を参照いただきたい
4_既存仕様にて規定済	既存仕様にて規定済の内容として、特段規定等を行わない	—	
9_その他	その他上記1~4に含まれないもの	— ※継続して検討が必要なものについては、個別に確認	横並び調整方針に関するものについてのみ本書にて記載

* サブ課題：事前アンケートの結果を踏まえ、各ワーキングチームにて、具体的に検討を行うこととした課題（具体的な内容は後述）

5.1.1. データ連携WTにおけるサブ課題と検討結果一覧

データ連携WTにて取扱ったサブ課題と取り扱い方針は以下のとおりです。

【凡例】 **実** 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） **連** 1-2_仕様書への反映（連携要件） **リ** 2_リファレンス提供
1.2.15.タイムアウト時のエラーコード、制御主体の確認

1. API連携に関する課題

- 1.1.1.API仕様書の公開
- 1.1.2.データ取得件数・容量・タイムアウト値の上限設定
- 1.1.3.PUSH型データ提供の追加
- 1.1.4.APIの業務間の対応関係の整理 **連**
- 1.1.5.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様 **連**
- 1.1.6.データ連携元システムとの整合性確認
- 1.1.7.OAuth2.0の採用目的の明確化
- 1.1.8.レスポンス側システムのサーバ停止、バックアップ時の運用設計 **リ**
- 1.1.9. API連携のDB負荷を考慮したリクエストパラメータの制御 **実**
- 1.2.1.大量処理の仕様・性能
- 1.2.2.リクエストパラメータの追加 **実**
- 1.2.3.API認可サーバの取扱い・設置主体 **リ**
- 1.2.4.API連携に関する詳細技術仕様書の精査
- 1.2.5.必須項目が空欄時のレスポンス **実**
- 1.2.6.リクエストパラメータ（FROM・TO）の解釈 **実**
- 1.2.7.庁内システム間におけるコード管理
- 1.2.8.オンライン操作とDB更新のタイムラグを踏まえた差分データの取得仕様の規定 **実**
- 1.2.9.異動パターン毎のデータ仕様及びサンプルデータの規定 **例外的に方針提示**
- 1.2.10.遡及修正時の連携仕様 **連**
- 1.2.11.適合確認 **リ**
- 1.2.12.仕様書改定時の旧版準拠APIの取扱い **連** **リ**
- 1.2.13.経過措置として従来の文字セットを保持する場合の連携仕様
- 1.2.14.Content-Typeの設定

2. ファイル連携に関する課題

- 2.1.1.ファイルサーバの構築主体・配置の規定 **リ**
- 2.1.2.標準準拠システム以外のシステムとの連携仕様
 - ① 独自施策システム **連**
 - ② 外部システム
- 2.1.3.認証認可方式の規定
- 2.1.4.データ出力タイミング（日次/月次/年次）の規定
- 2.2.1.連携単位（全件/差分/1件）の規定 **実** **連**
- 2.2.2.ファイル連携における版数判断仕様の規定 **実**
- 2.2.3.リクエストパラメータの規定 **連**
- 2.2.4.権限付与の主体の見直し **実**
- 2.2.5.データ連携元システムとの整合性確認
- 2.2.6.ファイル連携のエラー時の再処理の規定 **リ**
- 2.2.7.機能別連携仕様における繰り返しの規定 **連**
- 2.2.8.項目名表記の定義（日本語/ローマ字） **実**
- 2.2.9.データ要件・連携要件標準仕様書と共通機能標準仕様書の単語の定義（「リアル連携」「ファイル連携」「API連携」） **連**
- 2.2.10.適合確認
- 2.2.11.ファイル連携仕様書の公開

3. 移行期間におけるデータ連携に関する課題

- 3.1.1.移行期間におけるデータ連携のベースライン **リ**

5.1.2. 「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」規定事項

データ連携WTにおいて、「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」と分類した対応は以下のとおりです。

【凡例】（データ連携WTにおけるサブ課題番号）

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

1. API連携に関する課題

- ✓ 大量データを取得する可能性のあるインターフェースにおいては、データ件数を先行取得及び上限以上の件数該当時の条件指定の変更を促す機能を新たに規定（1.1.9、1.2.5）
- ✓ 戸籍附票とのIFを除き、宛名番号を共通パラメータに追加することを、「API連携に関する詳細技術仕様書」等に規定することを検討（1.2.2）
- ✓ リクエストパラメータ（FROM・TO）の解釈について「API連携に関する詳細技術仕様書」にて記載（1.2.6）
- ✓ 差分データの取得に関する規定箇所について、項目名称の見直しを含めDBの更新日時を利用することを仕様書に明記（1.2.8）

2. ファイル連携に関する課題

- ✓ 差分連携や削除データの連携を可能とするためのフォルダやファイルの命名規則を見直し（2.2.1）
- ✓ 差分連携の定義、実現方法等の詳細を「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」もしくは「データ要件・連携要件標準仕様書」にて定義（2.2.1）
- ✓ ファイル連携における版数判断の定義について、「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」に規定（2.2.2）
- ✓ ファイルサーバの連携用フォルダのアクセス権限について、原則としてファイルサーバ提供ベンダが付与することとし、不在の場合は自治体が付与することについて、「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」等において規定（2.2.4）
- ✓ 項目名を日本語とすることを「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」にて規定（2.2.8）

5.1.3. 「1-2_仕様書への反映（連携要件）」規定事項

データ連携WTにおいて、「1-2_仕様書への反映（連携要件）」と分類した対応は以下のとおりです。

【凡例】（データ連携WTにおけるサブ課題番号）

1-2_仕様書への反映（連携要件）

1. API連携に関する課題

- ✓ 機能別連携仕様に関する見直しを以下の観点にて実施（1.1.4）
①様式の見直し観点：
Input側（連携IDと枝番についてのOutput側の規定を記載）と**Output側**（項目追加、I/Oに必要な項目を明示）の対応について**令和5年（2023年）3月末を目途に改版**
②不備の精査観点：
誤記の修正、機能単位、データ項目単位での**Input/Outputの整合担保**等について**令和4（2022）年12月末を目途に改版**
- ✓ **独自施策システムとのAPI連携は、連携要件に準拠したAPIを利用する点を維持し、連携項目が不足する場合について、基本データリストを利用したファイル連携**で実装（1.1.5）
- ✓ 最新履歴の判別のため、**最新フラグを「機能別連携仕様」に追加**（1.2.10）
- ✓ APIの改定にあたり、**最新の版数とひとつ前の版数のAPIの並行稼働を許容**することを「**データ要件・連携要件標準仕様書**」に規定（1.2.12）
※法改正に伴う改定など、並行稼働を許容しないケースの考え方についても併せて提示
⇒**並行稼働期間に関しては継続して検討**を行う 継続検討課題

2. ファイル連携に関する課題

- ✓ **独自施策システムとの連携は、原則、機能別連携仕様にて既定のIFを利用**することとし、**必要な項目を連携できない場合は、基本データリストを用いた連携とする方針へ見直す**（2.1.2）
- ✓ データ要件に基づく基本データリストのファイルについて、差分でのファイル連携を可能とする要件を記載（2.2.1、2.2.3）
- ✓ 基本データリストの各グループに削除フラグを追加することを検討（2.2.1）
- ✓ 機能別連携仕様における繰り返しについては、繰り返しの回数分データ出力を行うことなど、ファイル出力における細かい規定についてデータ要件・連携要件標準仕様書に記載（2.2.7）
- ✓ 連携に関する用語（「リアル連携」「ファイル連携」「API連携」）の定義を仕様書に記載（2.2.9）

5.1.4. 「2_リファレンス提供」規定事項

データ連携WTにおいて、「2_リファレンス提供」と分類した対応は以下のとおりです。

【凡例】（データ連携WTにおけるサブ課題番号）

2_リファレンス提供（強制力はない）

1. API連携に関する課題

- ✓ API利用時の**サーバ停止、バックアップ時における対応方針を提示**（一定時間経過後にリクエスト側が再処理を行う、再処理でもAPIからレスポンスが得られない場合は、レスポンス側システムの稼動状況を確認する）及び**API利用時間のベースライン（平日・休日問わず24:00～30:00）の提示**（1.1.8）※外部システムとの連携については、ベンダ・自治体の判断でサーバのメンテナンス時間を設定
- ✓ APIの認可サーバに関して、**原則、自治体ごとに認可サーバ1台とすること、自治体ごとに移行順序や調達単位を踏まえて検討する上での構築・提供パターンを3つ提示**（1.2.3）※クラウドにおけるファイル連携のリファレンスの提供を予定していることも踏まえ、2.1.1整理したファイルサーバと同じ構築・提供パターンとすることを推奨
- ✓ **API認証に関するリファレンスモデルを令和4年度（2022年度）秋～冬**にかけて提供（1.2.11）
- ✓ APIの提供側システム、利用側システムそれぞれにおける対応期限の考え方を含み、**並行稼動期間における具体的な考え方を提示**（1.2.12）

2. ファイル連携に関する課題

- ✓ **ファイルサーバの構築・提供パターン**を4つ提示（2.1.1）
- ✓ **エラー時の再処理の対応方法**を提示（2.2.6）

3. 移行期間におけるデータ連携に関する課題

- ✓ 段階的な移行を行う場合の**移行期間におけるデータ連携機能**について、以下それぞれの場合のベースラインを提供（3.1.1）
標準化後の連携方式がファイル連携の場合：標準準拠システムに機能追加せず、変換機能を標準化前システムに実装、または仲介する方式

- ✓ 「データ要件・連携要件」の異動パターンで、**必要性の高い異動パターンについて令和5年（2023年）4月以降に提供**する（対象は意見踏まえ精査予定）
- ✓ ただし、特に必要性の高い「**住基の転入、転出、転居、出生、死亡、異動取消に係る異動パターン**」については**令和5年（2023年）3月までにサンプルを提供**する（1.2.9）

5.2.1. 申請管理WTにおけるサブ課題と検討結果一覧

申請管理WTにて取扱ったサブ課題と取り扱い方針は以下のとおりです。

【凡例】 実 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） 連 1-2_仕様書への反映（連携要件） リ 2_リファレンス提供

1. ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きについての個別APIの定義の要否

- 1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性
- 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理 連
- 1.2.1.サンプルデータの提供
- 1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化 連
- 1.2.3.申請管理での管理項目の保持

2. 申請管理に関する仕様の疑義や不足の解消

- 2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定 実 リ
- 2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定 リ
- 2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理 実
- 2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化
- 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化 実
- 2.1.6.大量データの取扱い明確化
- 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化 実
- 2.2.1.機能別連携仕様における取扱いの整理 連
- 2.2.2.申請データ照会API仕様書の位置付けの明記
- 2.2.3.マイナポータル以外の電子申請システムの取扱いの明確化
- 2.2.4.申請データ照会APIの実施タイミングの明確化

- 2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定 実
- 2.2.6.添付書類の取扱い明確化 実
- 2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮
- 2.2.8.「過渡期的な対応」の期間明確化
- 2.2.9.番号紐付情報の取得APIの規定 実

3. 申請管理機能と基幹業務システム間の連携最適化

- 3.1.1.申請処理状況登録APIの追加
- 3.2.1.申請受付後の紙処理の取扱い（不在者投票）
- 3.2.2.将来的な住民とのコミュニケーション用APIの規定
- 3.2.3.処理対象一覧出力API及び個別申請データ取得API(1件ごとに申請データを取得)などの規定

4. その他

- 4.2.1.ガバメントクラウド申請管理システムの提供時期・取扱いの明確化
- 4.2.2.引越しワンストップサービスの連携仕様の取扱い・スケジュールの確認
- 4.2.3.予約システムの取扱いの明確化
- 4.2.4.総務省仕様との関係性の明確化
- 4.2.5.他の国の方針との整合に関する確認

5.2.2. 「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」規定事項

申請管理WTにおいて、「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」と分類した対応は以下のとおりです。

【凡例】（申請管理WTにおけるサブ課題番号）

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）

- ✓ **申請管理機能が保持すべき機能を機能要件として規定**（2.1.1）
- ✓ **ぴったりサービス、申請管理機能、基幹業務システムも含めた役割分担・流れの全体像を「共通機能標準仕様書」に規定**（2.1.3）

	システム	役割
ぴったりサービス		
マイナポータル申請管理 申請データ ダウンロード機能	<ul style="list-style-type: none"> ✓形式チェック 	<ul style="list-style-type: none"> ✓審査結果・連絡事項の表示
連携サーバ	<ul style="list-style-type: none"> 申請データ一覧取得API 申請データ取得API 	<ul style="list-style-type: none"> 申請処理状況登録API
申請管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ✓宛名番号の紐づけ (住民記録システム連携) ✓形式審査※1 	<ul style="list-style-type: none"> ✓審査結果・連絡事項の入力
基幹業務システム	<ul style="list-style-type: none"> 申請データ照会API ✓データ変換・取込 ✓実質審査 	<ul style="list-style-type: none"> 申請処理状況登録API(仮)※2 ✓審査結果の画面表示・出力

※1：形式要件のみを満たせば受理できるものなど即時で審査が完了するものは、直接審査結果を入力するケースも想定される
 ※2：基幹業務システムにおける実質審査のステータスとあわせて別途検討する予定（3.1.1.申請処理状況登録APIの追加）

- ✓ **申請管理機能における取得対象年月日と対応するぴったりサービスからの取得項目**を「機能要件」及び「API仕様書」に規定(2.1.5)
- ✓ **申請管理機能の形式審査年月日を「API仕様書」のリクエスト項目として規定**（2.1.5）

- ✓ **基幹業務システムの未取得分を識別するための「送信済フラグ」を「機能要件」および「API仕様書」のリクエスト項目に規定**（2.1.5）
 ⇒申請管理機能から複数の基幹業務システムへ連携する申請データの取り扱いについては検討を継続する 継続検討課題
- ✓ **総務省仕様における申請管理-基幹業務システム間の申請データの連携（方式1～4）を、過渡的な対応として標準準拠システムへ実装することを許容することを「共通機能標準仕様書」及び「横並び調整方針」に既定**（2.1.7） 横並び調整方針
- ✓ **総務省仕様における方式1～4を過渡的に利用する場合においても、基幹業務システムに申請データ照会APIで取得する機能は必須**であることを「共通機能標準仕様書」に規定（2.1.7）
- ✓ **APIのアクセスコントロール**に関し、以下のとおり規定（2.2.5）
 - ① **基幹業務システムにおける権限管理**において、**申請データ照会APIの利用及び選択可能な手続きを設定**することで制御することを検討 横並び調整方針
 - ② **申請管理機能-基幹業務システム間はAPI認証**で制御【API認証のリファレンス】
 - ③ 申請管理機能において、基幹業務システムごとに**連携可能な手続きマスタを管理し、登録外の手続きに関するリクエストはエラー**とする形で制御【機能要件】
- ✓ **申請書イメージ・添付書類の表示機能**を「機能要件」に規定（2.2.6）
- ✓ **番号紐付情報の連携**を「機能要件」に規定（2.2.9）

5.2.3.「1-2_仕様書への反映（連携要件）」・「2_リファレンス提供（強制力はない）」規定事項

申請管理WTにおいて、「1-2_仕様書への反映（連携要件）」、「2_リファレンス提供（強制力はない）」と分類した対応は以下のとおりです。

【凡例】（申請管理WTにおけるサブ課題番号）

1-2_仕様書への反映（連携要件）

- ✓ 標準化対象業務のうち、標準仕様書で規定する管理項目については、ぴったりサービスのプリセットの対応関係をコード値も含めて「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定（1.1.2）
- ✓ 標準化対象業務のうち管理項目以外の項目、及び標準化対象外業務の手続きの各項目については、申請管理機能で参照する、独自施策システム等で管理する整理とし、標準準拠システムへの連携対象外することを「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定（1.1.2）
⇒ぴったりサービスのプリセットが提供されていない手続き及び項目については、自治体ごとにぴったりサービスの設定を確認し、管理項目と対応可能な項目を基幹業務システムに取り込む方針とする（1.2.2と関連）
- ✓ 申請管理-基幹業務システム間の連携は機能要件して規定（2.2.1）
→ 機能別連携仕様など連携要件として規定するかについて継続検討

継続検討課題

2_リファレンス提供（強制力はない）

- ✓ ぴったりサービスの機能で共通的に発生するパターン（不備なく受理・承認される、または審査の結果却下される基本的なパターンのほか、申請内容の修正、申請の取り下げ、自治体による差し戻しのパターン含む）を対象に、ぴったりサービス、申請管理機能、基幹業務システムも含めたオンライン申請全体の運用フローを提供（2.1.1）（2.1.2）
- ✓ その他個別のパターンにおける自治体における対応も運用フローとは別に整理（2.1.2）

5.3.1. 宛名管理WTにおけるサブ課題と検討結果一覧

宛名管理WTにて取扱ったサブ課題と取り扱い方針は以下のとおりです。

【凡例】 実 1-1_仕様書への反映（実装必須機能） 連 1-2_仕様書への反映（連携要件） リ 2_リファレンス提供

1. 宛名管理そのものに関する疑義や変更要望

- 1.1.1.住民を含む宛名番号の付番機能・宛名情報の集約 実
- 1.1.2.住登外者宛名情報の一元管理 実
- 1.1.3.団体内統合宛名機能の拡張による住登外者宛名の管理 リ
- 1.1.4.住登外者の支援措置対象者情報の一元管理 リ
- 1.1.5.税宛名との関係の明確化（法人宛名、固定資産税の共有者） リ
- 1.2.1.住民記録システムとの宛名番号統合を見送った理由の確認
- 1.2.2.住登外者の宛名番号のみを管理対象とした理由の確認
- 1.2.3.住登外者宛名番号管理機能の任意化

2. 宛名管理の仕様の疑義や不足の解消

- 2.1.1.宛名管理システムを含めた役割分担・運用フローの明確化、連携仕様の規定
- 2.1.2.宛名番号（住登者・住登外者）の付番方針明確化 実 リ
- 2.1.3.住登外者転入時の宛名番号の引き継ぎ 実
- 2.1.4.住民⇔住登外者間異動発生時の運用フローとデータ更新仕様の明確化
- 2.1.5.排他制御・解除の仕様明確化 実
- 2.1.6.住登外者宛名番号管理機能における履歴管理の仕様規定要否 実
- 2.2.1.後追いで個人番号が判明した場合の住登外者の登録フローの確認
- 2.2.2.各基幹業務システムにおける転入者の住民情報と元の住登外者情報を統合方法の確認
- 2.2.3.住登外者の情報の統合等の契機明確化

- 2.2.4.他業務システムにて登録された住登外データの更新・削除の可否の明確化
- 2.2.5.住登外宛名番号廃止のフローの精査
- 2.2.6.宛名番号の統合と名寄せの取扱い確認
- 2.2.7.特殊な事情により業務に閉じたデータ利用が必要な場合の宛名管理方針
- 2.2.8.外国人氏名の入力方法の確認 リ
- 2.2.9.住民記録システムにおける再転入者検索の対象への住登外者の追加
- 2.2.10.転出後に住登外者となった場合の住民票の除票の取扱いの確認

3. 住登外者の名寄せ・移行の方針確認

- 3.1.1.住登外者宛名番号管理の既存データの名寄せ方針明確化
- 3.2.1.住登外者宛名番号の再付番の考え方の明確化
- 3.2.2.住登外者の初期セットアップの実施主体の明確化
- 3.2.3.運用フローにおける住登外者宛名番号管理機能への登録タイミングの明確化

4. その他

- 4.2.1.本人確認・個人の特定方法の確認
- 4.2.2.基本4情報以外の識別情報（マイナンバー）による本人確認方法の整理
- 4.2.3.システム跨ぎの基本4情報を利用した本人確認方法の確認
- 4.2.4.共通的な宛名情報の相互利用の検討スケジュールの確認
- 4.2.5.申請管理における本人特定のためのAPI追加
- 4.2.6.団体内統合宛名機能における変換処理の確認

5.3.2. 「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」規定事項

宛名管理WTにおいて、「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」と分類した対応は以下のとおりです。

【凡例】（宛名管理WTにおけるサブ課題番号）

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）（1/2）

- ✓ 住民記録システムと住登外者宛名番号管理機能それぞれで宛名番号を付番することを基本とするが、既に一元的に付番する運用が一定数存在すること及び将来的な宛名情報の一元管理を見据え、住民宛名番号と住登外者宛名番号を一元的に付番する機能を共通機能標準仕様書に規定し、住民記録システム標準仕様書については、共通機能を利用して宛名番号を付番する機能を標準オプション機能とする方向で、総務省と協議予定（1.1.1）
⇒**共通機能、住民記録システムに新たな機能要件を追加することによって発生する開発・移行スケジュール等への影響を踏まえた上で最終的な方針を決定する。以下のサブ課題のうち、共通機能において住民宛名番号を付番することを前提としたものについては、本方針を踏まえた上で仕様書への規定等を行う** 継続検討課題
- ✓ 共通機能において、**住民宛名番号と住登外者宛名番号を識別するための管理項目「住民区分」を新たに追加**（2.1.2）
⇒**転出取消、職権消除、転出予定から転出確定等も含めた、住民区分の更新仕様の整理を行う**
※1.1.1のサブ課題と合わせて検討を行う 継続検討課題
- ✓ **住民宛名番号を住民記録システムで付番する場合と共通機能で付番する場合のどちらにおいても、共通機能は住民記録システムから宛名番号、個人番号、基本4情報と転出入に関する情報の提供を受けることとし、連携仕様が規定されていない転出について新たに共通機能標準仕様書に規定**（2.1.2）※1.1.1のサブ課題と合わせて検討を行う 継続検討課題
- ✓ **住登外者の転入時に既存の住登外者宛名番号を引き継ぐか、引き継がないかを選択できる仕様を規定**（2.1.3）※1.1.1のサブ課題と合わせて検討を行う 継続検討課題
それぞれで必要となる機能等は以下のとおり整理。
 - ・宛名番号を引き継がない場合、各基幹業務システムにおいて名寄せを行う必要がある。各基幹業務システムにおける名寄せ機能について必要に応じて横並び調整方針で示すことを検討 横並び調整方針
 - ・宛名番号を引き継ぐ場合、住民記録システムと共通機能間において、候補者の検索機能及び対象者情報の受け渡しに関する機能が必要。住民記録システムの機能については標準オプション機能として定義することを総務省と協議予定
なお、当該機能の利用有無は外部パラメータとして設定可能なつくりとすることを要件とし、自治体によって選択可能とする

5.3.2. 「1-1_仕様書への反映（実装必須機能）」規定事項

宛名管理

つづき

【凡例】（宛名管理WTにおけるサブ課題番号）

1-1_仕様書への反映（実装必須機能）（2/2）

- ✓ **住登外者宛名番号管理機能で保持する基本4情報は名寄せのために保有する情報**であり、住登外者の基本4情報の正本は各基幹業務システムにて管理する整理である。基幹業務システムの基本4情報で住登外者宛名番号管理機能の情報を更新するのか、住登外者宛名番号管理機能の情報を他の基幹業務システムが**反映するかどうかは業務ごとの判断（任意）**としている考え方が**明確になるよう、標準仕様書に明記**する（1.1.2）
⇒ 住登外者の住所情報については、**住民票記載住所（住基ネットで確認 ※利用可能事務に限る）のほか、居所、避難先、入所先など、各業務・各手続きによって確認可能な情報にばらつき**があることを踏まえ、住登外者の住所情報を**履歴管理する上での更新の取り扱い及び運用フロー**について整理する 継続検討課題
- ✓ 基本4情報等の更新時の排他制御について、**排他制御を取得してから強制解除するまでの時間は外部パラメータ化**することを規定。**排他制御がかかっている状態でのリクエストがあった場合に表示する項目のほか、解除された側のシステムに関する仕様について機能要件として規定**（2.1.5）
- ✓ 基本4情報や個人番号の更新を行った基幹業務システム（業務ID）、更新日時、更新内容を管理できることを要件とする「**基本4情報更新履歴管理機能**」について「**機能要件**」に追加（2.1.6）
※**住登外候補者抽出APIに依る候補者検索においては、履歴情報を含めた検索を可能**とする

5.3.3. 「2_リファレンス提供」規定事項

宛名管理WTにおいて、「2_リファレンス提供」と分類した対応は以下のとおりです。

【凡例】（宛名管理WTにおけるサブ課題番号）

2_リファレンス提供（強制力はない）

- ✓ **団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号管理機能の2機能を一体的に構築する際の考え方を整備**（1.1.3）

<リファレンスとして規定する内容（想定）>

- ① 一体的な付番機能（API）の利用方法 → 住民宛名番号の付番も含む一体的な付番用APIに1本化する方向で検討
- ② 一体的なデータの持ち方
- ③ 住民→住登外者、住登外者→住民の宛名番号の引き継ぎの考え方
- ④ 独自施策システムとして整理した宛名管理システムとの関連性

⇒ **住民宛名番号の付番機能を共通機能の機能要件とするかは継続して検討**を行う。**一体的に付番を行う場合の具体的なAPI仕様等についても継続して検討**を行う 継続検討課題

- ✓ **住登外者の支援措置対象情報の一元管理は、令和5年（2023年）3月の仕様書改定からは対象外とし、各基幹業務システムで管理する方針を維持**。現行システムで一元管理を行っている場合の取り扱いについてのリファレンスを整理するほかベースラインについて提示（1.1.4）

⇒ **支援措置情報の取扱いや運用フロー等について継続して検討**を行う 継続検討課題

- ✓ 住民宛名、住登外者宛名、法人宛名、固定資産税共有者の**宛名管理に関する取り扱い及びルールを提供**（1.1.5）

#	宛名分類		役割	
			宛名番号の付番	宛名情報の管理
1	住民宛名		住民記録システムまたは共通機能（1.1.1.で検討）	住民記録システム
2	住登外者宛名		住登外者宛名番号管理機能	各基幹業務システム
3	法人宛名		各基幹業務システムで管理する、集約管理する場合は宛名管理システム（独自施策システム）を利用する	
4-1	固定資産税共有者	共有者グループ	税務システム	
4-2		共有者個人	住登外者については住登外者宛名番号管理機能を利用可能	税務システム

- ✓ **住民記録システムと住登外者宛名番号管理機能が重複しないよう付番する際の考え方**について、「住民宛名番号の付番を住民記録システムで行う場合」「住民宛名番号の付番を共通機能で行う場合」に分けて**ベースラインを提示**（2.1.2）

- ✓ 住登外者に関して国籍を確認できないことを踏まえた入力ルールのリファレンスを提示（2.2.8）

6. 横並び調整方針に関する内容

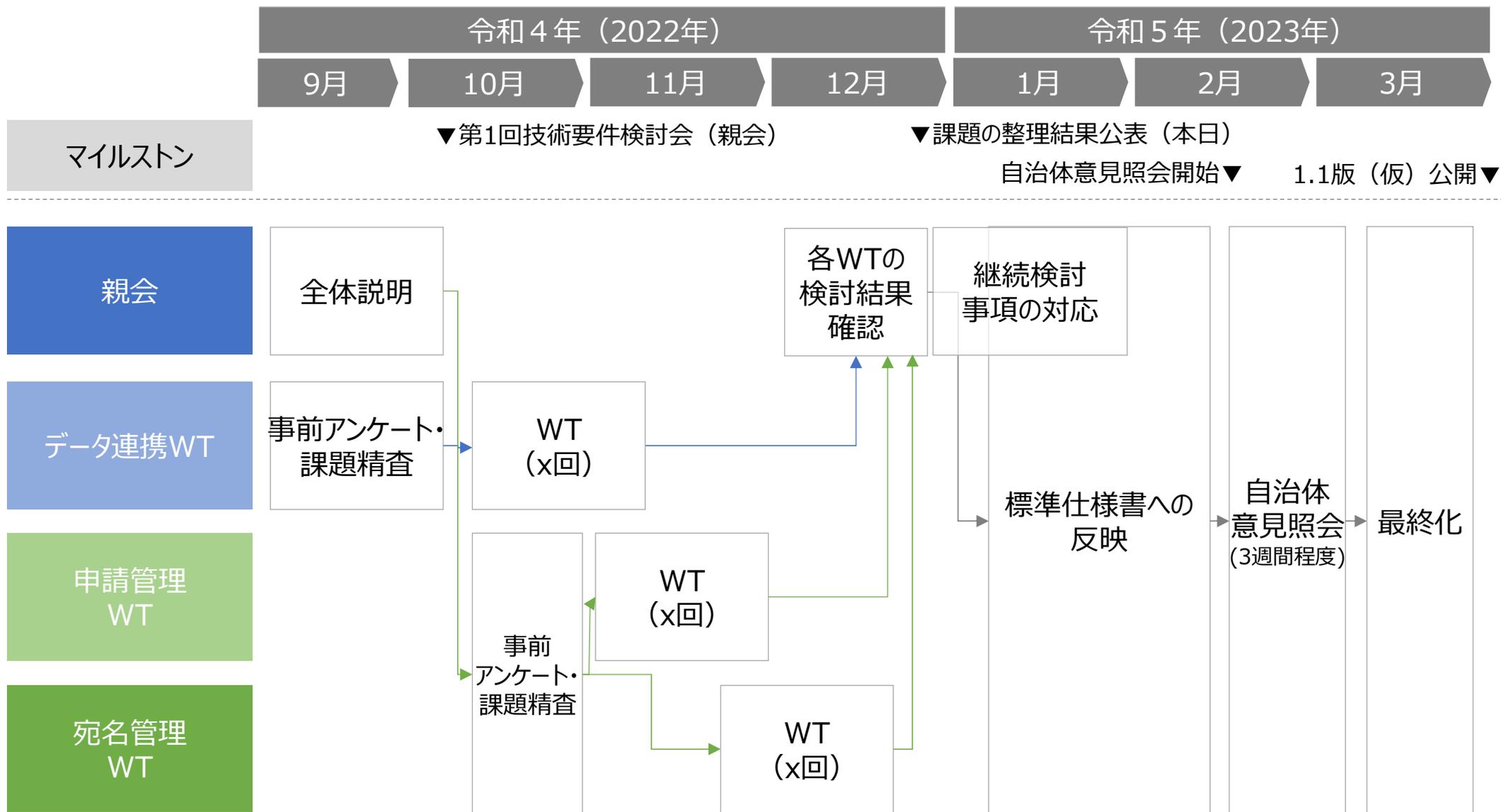
横並び調整方針に関する内容は以下のとおりです。

【凡例】（各WTにおけるサブ課題番号）

データ連携 WT	なし
申請管理 WT	<ul style="list-style-type: none">✓ 基幹業務システムは、オンライン申請の申請データを申請管理機能を経由して取得することを横並び調整方針にて提示済。この取得については、次の対応が含まれることを確認。横並び調整方針への追記を検討 ①取得機能、②変換機能、③宛名番号登録機能、④取込機能（2.1.4）✓ 総務省仕様で規定する方式3、4を過渡的に利用する場合において、申請管理機能から申請データを取得する機能等を標準オプション機能として規定することを横並び調整方針に追加する方向で検討（2.1.7）✓ APIのアクセスコントロールの方針を明示する必要があることから、基幹業務システムにおける権限管理において、申請データ照会APIの利用及び、選択可能な手続きを設定することで制御する方向で検討（2.2.5） ※申請管理機能の機能要件と合わせて検討
宛名管理 WT	<ul style="list-style-type: none">✓ 住登外者の転入時に既存の住登外者宛名番号を引き継ぐか、引き継がないかを選択できる仕様を規定し、それぞれで必要となる機能等を整理 宛名番号を引き継がない場合、各基幹業務システムにおいて名寄せを行う必要がある。各基幹業務システムにおける名寄せ機能について必要に応じて横並び調整方針で示すことを検討（2.1.3）

7.1. 今後の対応スケジュール

検討結果のうち標準仕様書の改定が必要なものについて1月以降に反映を行い、自治体への意見照会の結果を踏まえ、令和4年度（2022年度）末に仕様書改訂版を策定する予定です。



7.2. 継続検討課題

技術要件検討会では、構成員、オブザーバーの皆様からご意見をいただき、大きな方針については合意形成できたと思いますが、下記課題については、年度末までの仕様改定に向けて、意見照会や情報共有等を継続して実施していく想定です。

【凡例】（各WTにおける関係するサブ課題番号）

データ連携
WT

- ✓ 仕様書改定時にかかる並行稼動期間の規定方法（リファレンスでよいか）（1.2.12）

申請管理
WT

- ✓ 申請管理機能-基幹業務システム間の連携方式（申請データ照会APIを維持するかファイル連携に転換するか）（2.2.1）
- ✓ 「送信済フラグ」に関して、引越しOSSの転入予約情報など申請管理機能から複数の基幹業務システムへ連携する際の取り扱い（2.1.5）

宛名管理
WT

- ✓ 共通機能における住民宛名番号を含めた宛名番号付番機能の規定方針（共通機能の実装類型、住民区分の更新仕様等）（1.1.1）（2.1.2）（2.1.3）
- ✓ 住登外者の住所情報を履歴管理する上での更新の取り扱い及び運用フロー（1.1.2）
- ✓ 住登外者宛名番号管理機能と団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合の付番機能（API）集約（1.1.3）
- ✓ 住登外者の支援措置情報を管理する場合の制度面の整理及び運用フロー等（1.1.4）

(参考) 検討会メンバー

検討会メンバーは以下のとおりです。

構成員	<p>各業務の標準化検討会に参加しているベンダー等、各府省からの推薦</p> <p>Gcomホールディングス株式会社 / アビームコンサルティング株式会社 / 株式会社IJC / 株式会社RKKCS / 株式会社TKC / 株式会社アイネス / 株式会社シンク / 株式会社ムサシ / 株式会社電算 / 株式会社内田洋行 / 株式会社日立システムズ / 株式会社日立製作所 / 株式会社法研 / 株式会社両備システムズ / 株式会社両毛システムズ / 行政システム株式会社 / 日本コンピューター株式会社 / 日本加除出版株式会社 / 日本電気株式会社 / 富士フィルムシステムサービス株式会社 / 富士通Japan株式会社 / 北日本コンピューターサービス株式会社 / 株式会社ITスクエア / 株式会社BSNアイネット / デロイトトーマツコンサルティング合同会社</p>
事務局	<p>デジタル庁（PwCコンサルティング合同会社）</p> <p>※PwCコンサルティング合同会社には今年度デジタル庁における「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた環境整備の促進等に関する調査（ガバメントクラウドにおける共通機能の提供等に必要調査）」を委託</p>
オブザーバー	<p>内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、一般財団法人全国地域情報化推進協会、一般社団法人情報サービス産業協会、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会、公益社団法人国民健康保険中央会、地方公共団体情報システム機構</p> <p>内閣府 子ども・子育て本部 / 総務省 デジタル統括アドバイザー / 総務省 自治行政局 デジタル基盤推進室 / 総務省 自治行政局 選挙部 管理課 / 総務省 自治行政局 地域情報化企画室 / 総務省 自治税務局 電子化推進室 / 法務省 民事局 民事第一課 / 文部科学省 初等中等教育局 修学支援・教材課 / 文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室 / 厚生労働省 政策統括官付情報化担当参事官室 / 一般財団法人全国地域情報化推進協会 / 一般社団法人情報サービス産業協会 / 一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会 / 公益社団法人国民健康保険中央会 / 地方公共団体情報システム機構</p>

デジタル庁